

幼児教育・保育無償化のご案内 (R6 年度認可外保育施設等利用者あて)

保育の必要性認定をお持ちの方は、無償化の申請ができます。令和7年4月14日が最終締切です。



スケジュール

注意 最終申請締切：令和7年4月14日 **注意**

申請可能期間	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※締切日までにご申請された方 にだけお送りします
第1回(4月～6月分)	令和6年 7月16日	令和6年 8月下旬	令和6年 9月下旬
第2回(4月～9月分)	令和6年10月15日	令和6年 11月下旬	令和6年12月下旬
第3回(4月～12月分)	令和7年 1月14日	令和7年 2月下旬	令和7年 3月中旬
第4回(4月～3月分)	令和7年 4月14日	令和7年 5月下旬	翌年度(予定)

※各回の締切を過ぎてしまった場合でも、速やかにご申請ください。4月分まで遡って次の回で審査の上お支払いいたします。

※ただし、令和7年4月14日までに申請がない場合、一部補助金はお支払いできません。

(金額の詳細は裏面をご覧ください)

申請方法



- ✓申請は電子申請でお願いいたします
- ✓所要時間は10分程度です
- ✓こちらの二次元コードから申請画面へ進めます
- ✓お手元に園から受け取った書類をご用意ください
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611221>

利用施設別必要書類

No.	対象施設・事業	電子申請で添付する書類
1	認可外保育施設★	領収書、提供証明書
2	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)★	※領収書兼提供証明書でも可
3	一時預かり事業	※発行を利用施設にご依頼ください
4	ほっとステイ	※区の参考様式をHPに掲載
5	定期利用保育事業	区 HP 番号:181718
6	ファミリー・サポート・センターの預かり	援助活動報告書(利用会員控)※「預かり」以外は対象外
7	病児・病後児保育事業	領収書

★1と2の施設は、国基準を満たしていない場合対象外です。他の自治体で無償化を受けていても、世田谷区では対象外の可能性があります。このページ左上の二次元コードから区内の施設をご確認いただけます。区外の施設は、施設に国基準の証明書を持っているか問い合わせてください。

補助金額

クラス年齢	利用施設	補助上限額	令和7年4月14日を過ぎて申請した場合
0から2歳児クラス ※非課税相当世帯のみ	認可外保育施設(施設)	67,000円	42,000円
	上記以外	42,000円	42,000円
3から5歳児クラス	認可外保育施設(施設)	57,000円	37,000円
	上記以外	37,000円	37,000円

※保育認定の期間が月の途中から、もしくは月の途中までの場合、日割りで減額を行います。

※保育認定は、年1回更新手続き(現況確認)があります。提出がない場合無償化対象外となります。

ページ番号は、区ホームページトップのこちらにご入力ください



検索

無償化Q&A

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか	区ホームページから請求書をダウンロードいただき、施設が発行した書類と一緒に区に郵送してください。(窓口は、本庁舎第2庁舎2階22番窓口のみです。) (総合支所や出張所等では受け付けておりません) 区 HP 番号:181718
2	補助金額を電話や窓口で教えてもらえますか?	補助金額は区での審査後に郵送で通知を送ります。電話や窓口でのお答えはしていません。
3	お問い合わせ番号と施設コードがわかりません	施設コードは空欄でも申請可能です。 お問い合わせ番号は必須入力項目ですので、お電話(5432-2313)でお問い合わせください。
4	所得制限はありますか?	3~5歳児クラスの場合は、所得制限はありません。0から2歳児クラスの場合は、課税相当世帯の場合無償化対象外となります。4~8月分は5年度、9~翌3月分は6年度の課税状況等で審査します。課税相当世帯対象の補助制度は、区 HP 番号:193359からご確認ください。
5	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか?	最終提出締切日に間に合わなかった場合、一部補助金は支給できません。入金額が一部になることを予めご了承ください。ご了承ください。

保育認定の更新手続きについて

入園担当から、現況確認のご案内を例年6月下旬~7月上旬にお送りしています。「保育の必要性が継続しているか」を確認する認定の更新手続きのことで、提出が漏れると無償化の補助を受けることができなくなりますので、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

問合せ先

世田谷区役所 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号(第2庁舎2階22番窓口)平日 8:30-17:15
(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分) 電話番号 03-5432-2313